

私たちの考え
—分科会から政府への提言—
令和2年11月20日(金)

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[I] はじめに：考え方

現在の感染拡大の状況を打開し、医療崩壊を未然に防ぐためには、個人の努力に頼るだけではなく、今までと比べより強い対応及び人々の心に届くメッセージを期待したい。

[II] 現下の状況の判断

ステージⅢに入りつつある都道府県がある。また、その都道府県内の一部の地域では、既にステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域も存在する。今まで通りの対応では、早晚、公衆衛生体制及び医療提供体制が逼迫する可能性が高いと判断している。また、このままの状況が続くと、結果的には経済・雇用への影響が甚大になると考えられる。

[III] これまでを振り返ると

緊急事態宣言解除後の対応を振り返ると、私どもが現在感じている主な困難は以下の3つである。

(1) メッセージの社会への浸透が不十分

- 多くの人々が協力してくれたおかげで、何とか感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗させながらここまでやってきた。しかし、現在、そのバランスは崩れている。
- 一方、「感染リスクが高まる「5つの場面」」についてのメッセージが社会に十分には浸透せず、これまでの警告メッセージが人々に十分伝わっていない。また、基本的な感染防止策をとってきたにも関わらず、収束の兆しが見えず、いったい何をすればよいのか、という「コロナ疲れ」も見られる。こうしたこともあってか、誰も感染リスクが高い行動を意図せずにとってしまう可能性が高まっている。
- 症状が出たらすぐに受診してほしいというメッセージの浸透も不十分な可能性がある。

(2) 見えにくいクラスターの増加

- 保健所の懸命な努力にも関わらず、感染が拡大するに伴ってリンクの追えない感染者数が増えており、現在、軽症者・無症状者を介した感染など見えにくいクラスターが増加している可能性がある。こうしたことが、家庭や職場、会食の場等での感染拡大につながっていると考えられる。このまま感染が拡大すれば、感染源、感染機会の特定や見えにくいクラスターを突き止めるための調査がさらに困難になる。
- 感染の可能性を自覚しながらも、何らかの理由で検査を受けない又は報告が遅れる事例が増えはじめている。また、その結果として、家族などへの二次感染に至る事例が見られる。

(3) 感染対策と社会経済活動との両立の難しさ

- 感染対策と社会経済活動との両立が求められているが、いかにそのバランスを取り続けるかは難しい。

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策

感染の「増加要因」と「減少要因」を拮抗が崩れた今、

- ① この機を逃さず、
- ② 短期間（3週間程度）に集中し、
- ③ これまでの知見に基づき、感染リスクが高い状況に焦点を絞る

ことが重要であり、以下の5点が特に重要である。

(1) 営業時間の短縮

- これまで、感染リスクが高まる「5つの場面」でも示してきたとおり、飲み会の場での感染が多くみられている。
- 感染が拡大している自治体では、できる限り迅速に、3週間程度の期間限定で、酒類の提供を行う飲食店に対し、夜間の営業時間の短縮要請又は休業要請を行って頂きたい。
- その際、業種別ガイドラインを遵守している飲食店と遵守していない飲食店で要請のレベルに差をつけるべきである。
- 国はそうした自治体に対し財政的な支援を行って頂きたい。
- また、上記の期間には、併せて、夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛を要請して頂きたい。

(2) 地域の移動に係る自粛要請

- 地域によって感染レベルが大きく異なっている。
- 感染予防を徹底できない場合には、感染が拡大している地域との間の出入り移動の自粛をなるべくお願いして頂きたい。

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策】（続き）

(3) Go Toキャンペーン事業の運用見直しの検討

① Go To Travel事業

- Go Toキャンペーン事業を行う経済的意義・目的については多くの人々は理解をしていると考えられる。
- しかし、昨日の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの評価にあるように、一般的には人々の移動が感染拡大に影響すると考えられる。
- そうした中、この時期に、人々に更なる行動変容を要請する一方で、Go To Travel事業の運用をこれまで通りに継続することに対し、人々からは期待と懸念との双方の声が示されている。
- Go To Travel事業が感染拡大の主要な要因であるとのエビデンスは現在のところ存在しないが、同時期に他の提言との整合性のとれた施策を行うことで、人々の納得と協力を得られ、感染の早期の沈静化につながり、結果的には経済的なダメージも少なくなると考えられる。
- そもそも、政府も分科会も、都道府県がステージⅢ相当と判断した場合には、当該都道府県をGo To Travel事業から除外することも検討するとしてきた。
- 現在の感染状況を考えれば、幾つかの都道府県でステージⅢ相当と判断せざるをえない状況に、早晩、至る可能性が高い。
- こうした感染拡大地域においては、都道府県知事の意見も踏まえ、一部区域の除外を含め、国としてGo To Travel事業の運用のあり方について、早急に検討して頂きたい。
- 感染拡大の早期の沈静化、そして人々の健康のための政府の英断を心からお願い申し上げます。
- なお、感染がステージⅡ相当に戻れば再び事業を再開して頂きたい。

② Go To Eat事業

- Go To Eat事業については、プレミアム付食事券の新規発行の一時停止及び既に発行された食事券やオンライン飲食予約サイトで付与されたポイントの利用を控える旨の利用者への呼びかけについて、都道府県知事に各地域の感染状況等を踏まえた検討を要請して頂きたい。

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策】（続き）

(4) これまでの取組みの徹底

- これまでも分科会で提言してきた
 - ①年末年始の休暇を分散すること
 - ②小規模分散型旅行を推進していくこと
 - ③財政面での支援を含む検査体制、保健所機能及び医療提供体制の強化
 などについては、当然のことながら、これまで以上に推進していくことが必須である。

(5) 経済・雇用への配慮

- 政府におかれては、人々が安心して年末を迎えられるよう、こうした強い対策を早急を実施して頂きたい。
- この対策は経済・雇用への影響が大きいと考えられることから、政府においては、財政支援等、必要な対応を迅速に講じて頂きたい。

(6) 人々の行動変容の浸透

- 感染症対策の基本は、マスクの着用等の感染防止策を着実に行うことであり、そのための人々の行動変容の浸透が何より重要である。
- 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避け、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」等について、今まで以上に遵守して頂きたい。
- 職場でのテレワークを今まで以上に推進して頂きたい。
- 大学や専門学校等は、学生に対し、飲み会や課外活動、寮生活等での感染防止対策について、さらに一層注意喚起して頂きたい。
- 政府から人々の心に届き、共感が得られやすいメッセージを出して頂きたい。

①. 感染リスクが高まる「5つの場面」の周知徹底

感染リスクが高まる「5つの場面」の周知徹底

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染の増加傾向が顕著な現状において、「いつでもマスク」や3密回避など、基本的な感染対策を更に徹底することで、感染リスクの高い「5つの場面」を防ぐことが必要であり、そのための情報発信の強化を行う。

○ 「5つの場面」解説動画の発信

「5つの場面」の注意事項について分かりやすく解説した動画を作成。YouTube等のSNSや内閣官房の特設サイト（corona.co.jp）を通じて発信。



○ コロナ対策サポーターとのコラボレーションによる発信

バーチャル・シンガーとして若者を中心に人気のある、コロナ対策サポーター「初音ミク」さんが「5つの場面」を紹介したポスターを作成。Twitter等のSNSや特設サイトを通じて発信。



○ ポスター等による発信

「5つの場面」の注意事項について、更に効果的な浸透を図るため、「いつでもマスク」をキャッチフレーズにしたポスターを作成。事業者に配付するとともに、Twitter等のSNSや特設サイトを通じて発信。



②. 地方創生臨時交付金を活用した効果的な営業時間短縮 要請等

酒類を提供する飲食店等への休業要請・営業時間短縮要請等の推進

- 各都道府県において、地域の感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、以下のような、**エリア・業種を限定した休業要請や営業時間短縮要請等**を、機動的に実施していくよう働きかける。
 - ① **ガイドラインを遵守していない酒類を提供する飲食店等への休業要請**
 - ② **ガイドラインを遵守している酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮要請**
 - ③ **併せて、夜間や酒類を提供する飲食店等への外出自粛要請**
- ②の要請に伴って、協力する事業者に対して協力金等の支給を行う場合、国として、**地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」による追加配分**を行い、各都道府県の取組を後押しする。

<地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の概要>

- **追加配分の対象となる要請**
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う**エリア・業種限定の営業時間短縮要請等**であって、**特措法担当大臣との協議**を経たもの（以下「支援対象要請」という。）
- **追加配分の対象団体** 支援対象要請に伴い、協力金等を支給する都道府県（原則として都道府県に配分）
- **追加配分額**
 知事の行う営業時間短縮要請等の内容（要請する店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付。

対象店舗数（A）	×	協力金の額（B）	×	80%（C）
接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店 ※1		60万円を上限 ※2		※3
- ※1 $\left[\begin{array}{l} \text{協力金の支払い等を伴う要請対象店舗のうち食品衛生法に基づく飲食店許可件数} \\ \text{（各都道府県の2割（5,000件を下回る場合には5,000件）を上限）} \end{array} \right] \times 0.9$ （協力割合）
- ※2 1日当たり協力金額（最大2万円）×要請日数（最大30日）
- ※3 国の分担割合
- **適用時期** 令和2年11月1日以降に行われる要請に適用
- **「協力要請推進枠」の予算額** 500億円
 ※第2次補正予算2兆円のうち今後の感染拡大等に備えて地方単独事業分として留保していた分

【参考】主な都道府県における感染拡大防止に係る措置等

	7月～8月の感染拡大期における措置等	現在行っている措置等
北海道	<p>【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】</p> <p>札幌市すすきの地区：28／1,712(7/23～8/30)</p>	<p>【営業時間短縮要請等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11/7～27(すすきの地区) 接待を伴う飲食店、酒類提供を伴う飲食店等に営業時間短縮要請(～22時)等 ・11/17～27 札幌市において、感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出を控えること等を要請 <p>【重点的検査の実施】</p> <p>臨時PCR検査センターを週4回検査に増強予定</p>
東京都	<p>【営業時間短縮要請等】</p> <p>8/3～31(都内全域)：酒類提供を行う飲食店等に営業時間短縮要請(～22時)</p> <p>9/1～15(23区)：酒類提供を行う飲食店等に営業時間短縮要請(～22時)</p> <p>【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】</p> <p>新宿区歌舞伎町地区：1,365／5,468(7/1～8/31)</p>	<p>○11/19モニタリング会議で、感染状況の評価を4段階中最高の「レッド」に引上げ、医療提供体制は4段階中3段階目の「オレンジ」を維持</p> <p>【重点的検査の実施】</p> <p>左記の取組を継続</p>
愛知県	<p>【営業時間短縮要請等】</p> <p>8/5～24(名古屋市錦・栄地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを遵守していない、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に休業要請 ・ガイドラインを遵守している、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に営業時間短縮要請(～20時) <p>【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】</p> <p>名古屋市錦・栄地区：290／871(7/20～8/31)</p>	<p>○11/19に、「イエローゾーン」(警戒)から「オレンジゾーン」(厳重警戒)に引上げ</p> <p>○引上げに合わせて、知事メッセージで感染防止対策等を呼びかけ</p> <p>【重点的検査の実施】</p> <p>左記の取組を継続</p>
大阪府	<p>【営業時間短縮要請等】</p> <p>8/6～20(大阪市ミナミ地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを遵守していない、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に休業要請 ・ガイドラインを遵守している、接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等に営業時間短縮要請(～20時) <p>【重点的検査の実施（陽性者数／検査数）】</p> <p>大阪市ミナミ地区：926／5,863(7/16～8/31)</p>	<p>○11/20に、対策本部で以下の内容を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イエローステージ1」から「イエローステージ2」に引上げ ・「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えることを要請 ・GoToイートの人数制限(食事券・ポイント利用者は4人以下)

③. 業種別ガイドラインの徹底・改定

職場における一層の対策強化

職場における感染防止も、早期検知しにくいクラスター対策として極めて重要であり、テレワークの更なる推進や効果的な換気、「5つの場面」の周知徹底等を進め、着実な実施を図る。

課題

業務中よりは、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩等でクラスターが発生。また、接触機会を減らすためテレワーク、時差出勤等を一層推進することにより、感染機会を減らす努力が求められる。

具体的な対策

以下の対策を徹底することが重要。経済団体への周知・勧奨を実施。

- 体調の悪い方**は出勤しない・させない、産業医との連携
- テレワーク、時差出勤等**のさらなる推進
(11月はテレワーク月間)
- CO2濃度センサー**を活用した換気状況の確認、**寒冷な場面**での換気等の徹底
- 5つの場面**の周知、特に職場での「**居場所の切り替わり**」(休憩室、更衣室、喫煙室)に注意すること

進捗状況

- 西村大臣がテレワークをはじめ、職場における対策強化について、経済団体との対話を実施し、対応を要請。
- 関係省庁及び関係団体を通じて、事業者に、「5つの場面」等での感染防止策や「寒冷な場面での感染防止策」の実践を要請。関係省庁を通じ、エビデンス等に照らして、現行ガイドラインの点検を求め、必要に応じ、ガイドラインを改訂し、着実な実施を図る。

店舗等での感染防止策の確実な実践

会食で感染が広がるケースが増えていることを踏まえ、専門家の御意見も聞きつつ、**早急に業種別ガイドラインを改訂し、着実な実施を図る。**

課題

これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めるとともに、現場で確実に実践する必要がある。

(飲食店におけるクラスターの発生要因の一例)

- ・発症者の向かいに座った者が感染していた。
- ・大きな声で長時間会話していた。
- ・マスクやフェイスシールドを着用していなかった。
- 等

具体的な対策

多数のクラスターが発生している飲食場面での感染管理を徹底するため、専門家・関係業界等による分析、検討を深め、早急に飲食関係ガイドラインを改定進化・徹底する。具体的には、以下のような取り組みを強化する。

- ・対人距離を確保する、斜め向かいに座る
- ・パーティションの活用
- ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
- ・CO2濃度センサーを活用し、換気状況が適切か確認

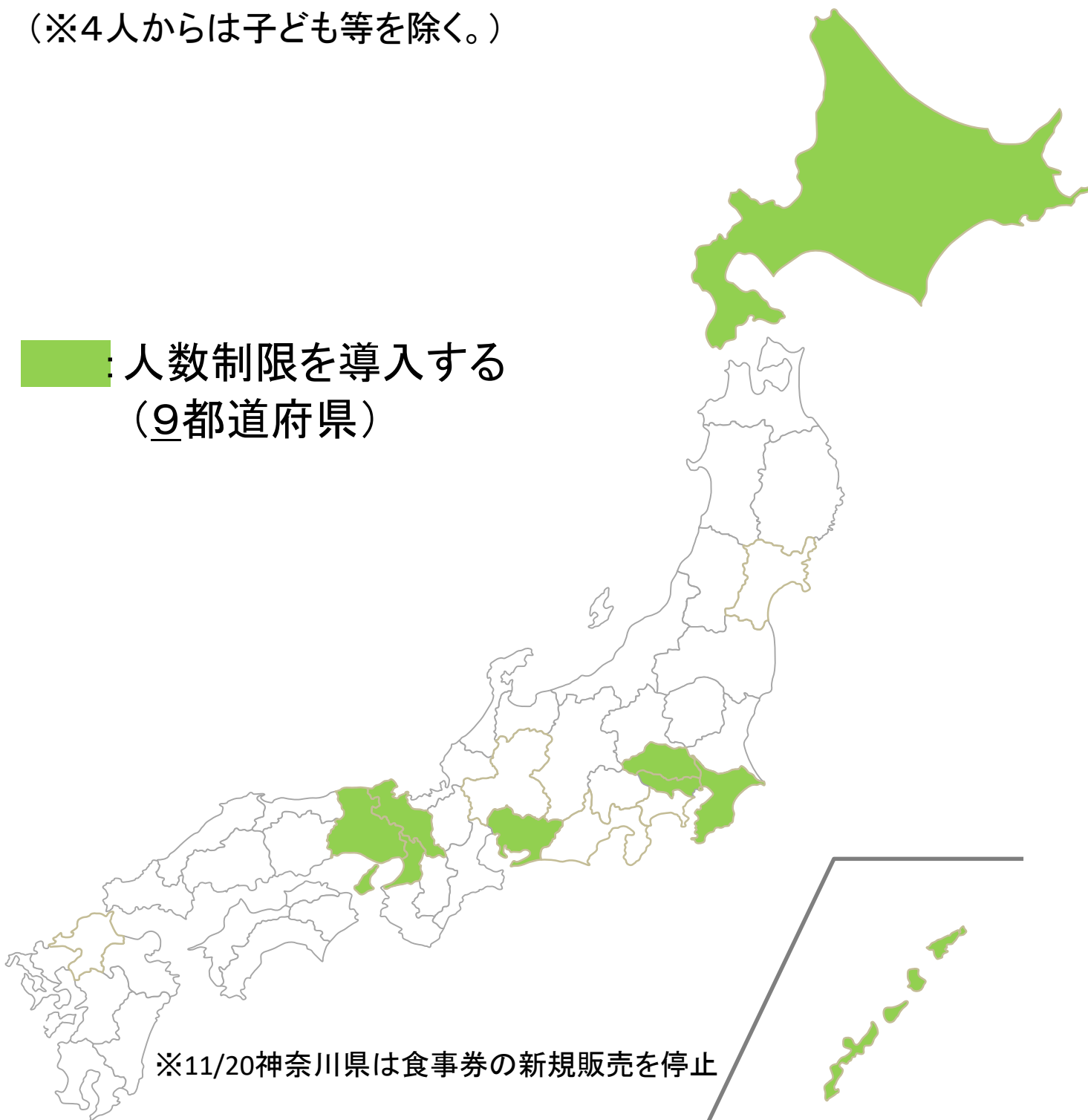
進捗状況

- ・関係団体、専門家等が参加した検討会を開催(11/18)し、店舗等での感染防止策を具体的に議論。
- ・関係省庁及び関係団体において、検討会での議論を踏まえつつ、上記対策を含め、店舗等での具体的な感染防止策の強化を検討し、早急に業種別ガイドラインを改訂し、着実な実施を図る。

1. Go To イート事業の人数制限について(都道府県の検討結果)

Go To イート事業においては、感染拡大が見られる地域では、食事券・ポイントの利用は、原則として「4人※以下の単位」での飲食とすることとし、その具体的な対応について、各都道府県知事に早急な検討を要請していたところ、検討結果は以下のとおり。

(※4人からは子ども等を除く。)



	事業利用の人数制限
北海道	4人以下の単位とする(同居家族のみの場合はこの限りでない)
埼玉県	4人以下の単位とする(同居家族のみの場合はこの限りでない)
千葉県	4人以下の単位とする(同居家族のみの場合はこの限りでない)
東京都	4人以下の単位とする(同居家族のみの場合はこの限りでない)
愛知県	4人以下の単位とする(家族のみの場合はこの限りでない)
京都府	4人以下の単位とする(家族のみの場合はこの限りでない)
大阪府	4人以下とする(家族のみの場合はこの限りでない) ※
兵庫県	4人以下の単位とする(家族のみの場合はこの限りでない)
沖縄県	4人以下の単位とする(同居家族のみの場合はこの限りでない)
その他の県	現時点では、人数制限をしない

※大阪は、物理的に4人以下に分けたとしても、5人以上のグループでは会食を利用できない。

2. Go To イート事業の食事券の新規発行停止等について

私たちの考え—分科会から政府への提言—

第16回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

[IV] 分科会から政府への提言：これまでより強い対策

(3) Go Toキャンペーン事業の運用見直しの検討

② Go To Eat事業

- Go To Eat事業については、プレミアム付食事券の新規発行の一時停止及び既に発行された食事券やオンライン飲食予約サイトで付与されたポイントの利用を控える旨の利用者への呼びかけについて、都道府県知事に各地域の感染状況等を踏まえた検討を要請して頂きたい。

令和2年11月21日新型コロナウイルス感染症
対策本部(第47回) 観光庁提出資料

- 新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「緊急提言」等を踏まえ、Go To トラベル事業における感染防止対策を強化。

地域共通クーポンを利用した飲食について

- 地域共通クーポンを利用した飲食については、各都道府県におけるGo To イート事業の条件※を満たすものに限ることとする。

※ <Go To イート事業の条件>

- ・食事券・ポイントの利用は、原則として「4人(子供を除く)以下の単位」での飲食とする。

Go To トラベル事業を利用する団体ツアーについて

- 以下2点の感染防止対策を徹底する。
 - ① ツアーに含まれる飲食については、各都道府県におけるGo To イート事業の条件を満たすものに限ること。
 - ② バス内での食事は禁止すること。

重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるための積極的な検査の実施

高齢者施設等でクラスターが多発している中、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるため、積極的な検査を実施する。

1. 高齢者施設等での検査の徹底等

(1) 高齢者施設等での検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することを全都道府県に徹底。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組む。

※ 施設側から検査の実施を自治体に求めたが速やかに実施されないケースがあれば、高齢者施設等団体に設置した相談窓口を通じて把握。厚労省から自治体に善処を求める。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

- 保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助を実施。

(3) 併せて、高齢者施設等に対し、施設内感染防止対策をあらためて徹底。

2. クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施

- 直近1週間で中規模(5人以上を目安)以上のクラスターが複数発生している地域(保健所管内を基本)では、感染者が一人も発生していない施設等であっても、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

<優先順位及び実施に当たっての考え方> → 以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団

- ・ 高齢者施設、医療機関等

クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等(例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等)について特に優先して実施。

② 感染が生じやすく(三密環境等)、感染があった場合に地域へ拡大しやすい(不特定多数との接触)場所・集団

- ・ 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

3. 自治体への人的支援

- 国において、派遣可能な保健師等の専門人材を約600名確保し、必要な場合すぐに派遣できる体制を整備(IHEAT: Infectious disease Health Emergency Assistance Team)。今後さらに人材の登録を進め、機動的に現場を支える体制を強化。

「新型コロナの感染状況については、新規感染者数が過去最多となるなど、最大限の警戒状況が続いております。昨日開催された新型コロナ分科会からは、医療への負荷を過大にしないためにも、短期間に集中して、感染リスクが高い状況に焦点を絞った対策を行うべきとの御提言をいただきました。この提言を踏まえ、これまでの知見に基づく効果的な対策を、迅速に実行します。

対策の柱は、感染拡大防止に向けた対策の強化です。感染拡大が一定のレベルに達した地域では、その状況を考慮し、都道府県知事と連携し、より強い措置を講じます。

具体的には、GoToトラベル事業については、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約を一時停止するなどの措置を導入します。GoToイート事業については、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控えることについて検討を要請します。また、各都道府県が、飲食店に対し、営業短縮などを要請する際、地方創生臨時交付金の500億円の追加配分により支援する体制をとっております。

さらに、重症者の発生を可能な限り食い止め、国民の命を守るために、医療施設や介護施設等において陽性者が確認された場合には、入所者・従事者全員に、直ちに国の費用負担で検査を実施します。

各大臣におかれては、国民の命と暮らしを守るために、自治体と緊密に連携しながら、これらの対策に全力で当たっていただきたいと思います。

感染拡大が続く中、社会経済活動に対し、更に一段の強い対策を講じる事態を回避するためにも、国民の皆さんの御協力が不可欠であります。改めて、科学的にも効果が立証されてます、会食時を含めたマスクの着用、手洗い、3密の回避、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願い申し上げます。」

緊急提言

2020年11月19日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

新型コロナウイルスの新規感染者数は、秋以降、全国的に増加しており、一日の感染者数は過去最多を記録している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、「女性不況」の様相が確認される。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく、厳しい状況にある。事実、2020年4月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約2倍）となり、女性の非労働力人口は増加（男性の2倍以上）した。DVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、10月の女性の自殺者数は速報値で851人と、前年同月と比べ増加率は8割にも上る。シングルマザーからは、収入が減少した、生活が苦しいとの切実な声が上がっている。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にある。感染症による差別も報告されている。緊急事態宣言下の休校・休園は生活面、就労面において特に女性に大きな負の影響をもたらした。テレワークについては、その普及と充実に向けて対応すべき課題は少なくない。女性の家事、育児等の負担増に留意するとともに、エッセンシャルワーカーをはじめテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況をしっかり受け止める必要がある。

国連では、2020年4月9日、グテーレス事務総長がコロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう、声明を発した。

こうした状況を踏まえ、本研究会として、以下の事項を緊急に提言する。

今後、政府にあっては、自治体や民間企業等の協力を得ながら取組を進めていくことを期待する。

- DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと
- 休校・休園の判断において、女性・子供への影響に最大限配慮すること
- いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること
- 感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること
- ひとり親家庭への支援を強化すること
- テレワークについて、課題を踏まえた上で、普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくこと
- デジタル、福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援を進めていくこと
- 行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し、迅速な実態把握とその分析を進めること

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

白波瀬 佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授〈座長〉

大崎 麻子 特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事

大竹 文雄 大阪大学大学院経済学研究科教授

種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表

筒井 淳也 立命館大学産業社会学部教授

永濱 利廣 株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト

松田 明子 山形県子育て若者応援部長

武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

山口 慎太郎 東京大学大学院経済学研究科教授

山田 久 株式会社日本総合研究所副理事長

研究会事務局：内閣府男女共同参画局

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 20 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

積極的疫学調査における優先度について

新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査については、これまでに「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日付け事務連絡）において、「積極的疫学調査による患者クラスターの把握については、地域の発生状況に応じて、厚生労働省や専門家等と相談の上、優先順位をつけて実施する」旨をお示しし、「患者数の増加を踏まえた積極的疫学調査の優先順位付け等について」（令和 2 年 4 月 20 日付け事務連絡）において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「特定警戒都道府県」等において想定される対応等をお示ししましたが、新型コロナウイルス感染症については、高齢者等が重症化しやすいこと、特定の環境要因（三密等）によって感染が拡大しやすいこと、発症は多くの場合曝露から 7 日以内に起こること等がこれまでに明らかになっていることを踏まえ、今般、地域の感染状況も踏まえより効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際にまず取り組むべき優先度の高い状況等についてとりまとめました。貴職におかれては、これを踏まえた取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 接触者の探索のための調査（前向き調査）について

接触者の探索のための調査においては、調査対象期間^{*}における陽性者の行動歴を確認し、その中で接触のあった者について、濃厚接触者の可能性が

ある者として同定を行うが、行動歴については、まず

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連
- ② 地域の疫学情報等を踏まえ感染が生じやすいと考えられる（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい等）状況

があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及び接触者の特定はこれらに関連するものを優先して実施する。（①、②の順に優先する。）

※ 接触者の探索のための調査の対象期間は、陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は、陽性となった検体の採取）の2日前から、入院又は自宅療養若しくは宿泊療養の開始までとされている。

なお、陽性者が、感染が生じやすくかつ不特定多数との接触がある状況と関連していた場合は、感染が生じた場合に地域へ拡大しやすいことに留意する。

また、①、②に該当しない状況を含め、陽性者の周囲の関係者が濃厚接触者に該当しない場合でも、必要に応じて検査を実施する。

2. 感染源の推定のための調査（後ろ向き調査）について

感染源の推定のための調査においては、調査対象期間における陽性者の行動歴を確認し、その中で患者や感染が疑われる者との接触歴、他の陽性者との共通の行動等を把握することで感染源を推定するが、行動歴については、まず

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連
- ② 地域の疫学情報等を踏まえ感染が生じやすいと考えられる（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい等）状況

があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及びそれに基づく感染源の推定はこれらに関連するものを優先して実施する。（①、②の順に優先。）

なお、陽性者への感染が、感染が生じやすくかつ不特定多数との接触がある状況におけるものであった場合は、共通曝露源による他の感染者がいた場合に感染が地域に拡大しやすいことに留意する。

また、調査対象期間は、陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は陽性となった検体の採取）の前14日間としているが、陽性者の発症（無症状病

原体保有者の場合は陽性となった検体の採取)の前7日間における行動歴に関する調査を優先して実施する。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 19 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

(1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口の情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- ・ 医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・ 医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

事務連絡
令和2年11月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について
(要請)

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。

こうした状況のなか、クラスター事例の増加が見られる医療機関や高齢者施設等における検査の徹底等の対応を進めることが必要であり、昨日、改めて、事務連絡¹を発出したしました。

さらに、今般、19日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの専門家の議論を踏まえ、クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について、方針や取組をとりまとめました。

これらを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

直近、1週間で中規模（5人以上を目安）以上のクラスターが複数発生している地域（保健所管内）を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

¹ 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）（11月19日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

<優先順位及び実施に当たっての考え方>

以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

① 重症者リスク者が多数いる場所・集団

- ・ 高齢者施設、医療機関等

クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等（例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等）について特に優先して実施。

② クラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する、感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団

- ・ 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

※ 昨日発出した事務連絡の内容と合わせて、まとめた資料を添付しますので、ご参照ください。

1. これまでの取組

- ① 陽性者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、その期間、高齢者施設等に勤務する方や入所者を対象に、いわば一斉・定期的に検査を実施すること、
 - ② 入所者に加え、介護従事者等で発熱、呼吸器症状等の症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をすること、
- を都道府県等に求めてきた。

【9月15日事務連絡（検査体制の拡充に向けた指針）、10月16日事務連絡（介護従事者等への積極的な対応の依頼）、11月16日事務連絡（再周知）】

2. 高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査に関する対応 【11月19日付事務連絡】

高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査については、さらに以下の取組を行うこととし、これについて11月19日に事務連絡を发出して周知。

（1）高齢者施設等での検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することを全都道府県に徹底。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組む。（11月18日時点では7都道府県が該当。）

（2）自費検査を実施した場合の補助

- 保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助を実施する。

（3）自治体への周知と実施状況の把握

- ① 知事部局経由も含めた周知
 - ・ 厚生労働省から都道府県等の衛生担当部局への周知に加え、総務省から都道府県等の知事部局への周知を実施。
- ② 施設団体での相談窓口の設置
 - ・ 個別の施設から検査の実施を自治体に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合の相談窓口を施設団体に設置。
→ 団体から厚労省に情報提供し、厚労省から自治体に善処を求める。

3. クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について 【11月20日付事務連絡】

直近、1週間で中規模（5人以上を目安）以上のクラスターが複数発生している地域(保健所管内)を基本として、下記の優先順位に従って積極的に検査を実施する。

＜優先順位及び実施に当たっての考え方＞

以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

① 重症者リスク者が多数いる場所・集団

- ・ 高齢者施設、医療機関等

特に、クラスターが発生している施設等と関連する高齢者施設、医療機関等（例えば、施設間で職員や利用者の行き来があるもの等）について優先。

② クラスターが発生している地域（保健所管内）に存在する、感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団

- ・ 接待を伴う飲食店の従業員等を優先。

事務連絡
令和 2 年 11 月 22 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

11 月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日付け事務連絡¹）を踏まえ、各都道府県におかれては、病床・宿泊療養施設確保計画の策定及びそれに基づく病床の確保をはじめとして様々な取組を行いつつ、各地域における感染者増にも対応していただいているところです。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、11 月以降増加傾向が強まり、2 週間で 2 倍を超える伸びとなり、過去最多の水準となっております。

こうした感染状況も踏まえ、下記の対応を徹底いただくよう、ご協力のほどお願いいたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症の患者数が増加していることに鑑み、病床・宿泊療養施設確保計画に従って現在確保すべき病床等を着実に確保するとともに、感染状況の動向も踏まえつつ、フェーズの移行が速やかに行われるよう、早め早めの準備を行うこと。

¹ 今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について（6 月 19 日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>

- その際、都道府県全体の動きだけでなく、都道府県内において感染が急拡大している地域があれば、そうした地域ごとの病床、宿泊療養施設の確保状況を改めて確認しつつ、病床・宿泊療養施設の確保を着実にを行うこと。
- 10月の政令改正（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年10月14日公布、同月24日施行））により、入院勧告できる対象の明確化を行っていることにあらためて留意すること²。
- 病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、上記政令により入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、宿泊療養施設（適切な場合は自宅療養）において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、そのような取扱として差し支えないこと。

² 新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について（11月13日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695027.pdf>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）（10月14日健康局長通知） <https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>

< 参考資料 1 >

事務連絡
令和 2 年 11 月 13 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院措置の対象者について

新型コロナウイルス感染症については、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、感染症法に基づく入院措置の対象について見直しを行ったところです。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、10 月以降、増加傾向となり、11 月以降もその傾向が強まっています。また、病床占有率は、微増の動きとなっており、入院者数、重症者数は 10 月末から上昇に転じているとともに、一部地域では病床占有率が高まってきています。

こうした状況を踏まえ、特に感染が拡大している地域では、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）を求めることが必要となります。その患者の症状や重症化リスクの有無、地域の感染状況などを踏まえて、都道府県等において適切に判断していただきたいと考えています。

また、宿泊療養（適切な場合は自宅療養）については、感染管理対策の留意点等を取りまとめお示ししており、適切に実施されるようお願いいたします。

貴職におかれては、改めて、10 月 24 日に施行された新型コロナウイルス感染症の入院勧告・措置の見直しや宿泊療養（適切な場合は自宅療養）の対象となる患者の留意点等について、内容を十分御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

(参考1) 宿泊療養（適切な場合は自宅療養）の感染対策等について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

(参考2) 入院勧告・措置の見直しについて

- ・ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（施行通知）（10月14日健康局長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683018.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法の運用の見直しに関するQ&Aについて」（10月14日事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683022.pdf>

健 発 1014 第 5 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) ¹、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) ² (なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) ³、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) ⁴ (なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

4 経過措置

- (1) 改正政令の施行の前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

- (2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

¹ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

³ 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

⁴ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。